

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

| | | |
|----------------|---|------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 上下水道局庁舎施設の使用許可 |
| 根拠法令等及び条項 | | 栃木市上下水道局庁舎管理規程第16条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 栃木市上下水道局庁舎管理規程第16条及び第22条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成22年3月29日設定 令和3年4月1日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市上下水道局庁舎管理規程抜粋 (使用許可の基準)</p> <p>第16条 庁舎の会議室、事務室、管理棟会議室及び玄関（以下「会議室等」という。）は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用を許可することができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要やむを得ないと認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による会議室等の使用許可の期間は、1年を超えることができない。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第22条 管理者は、会議室等の使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又は附属物を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p> | |